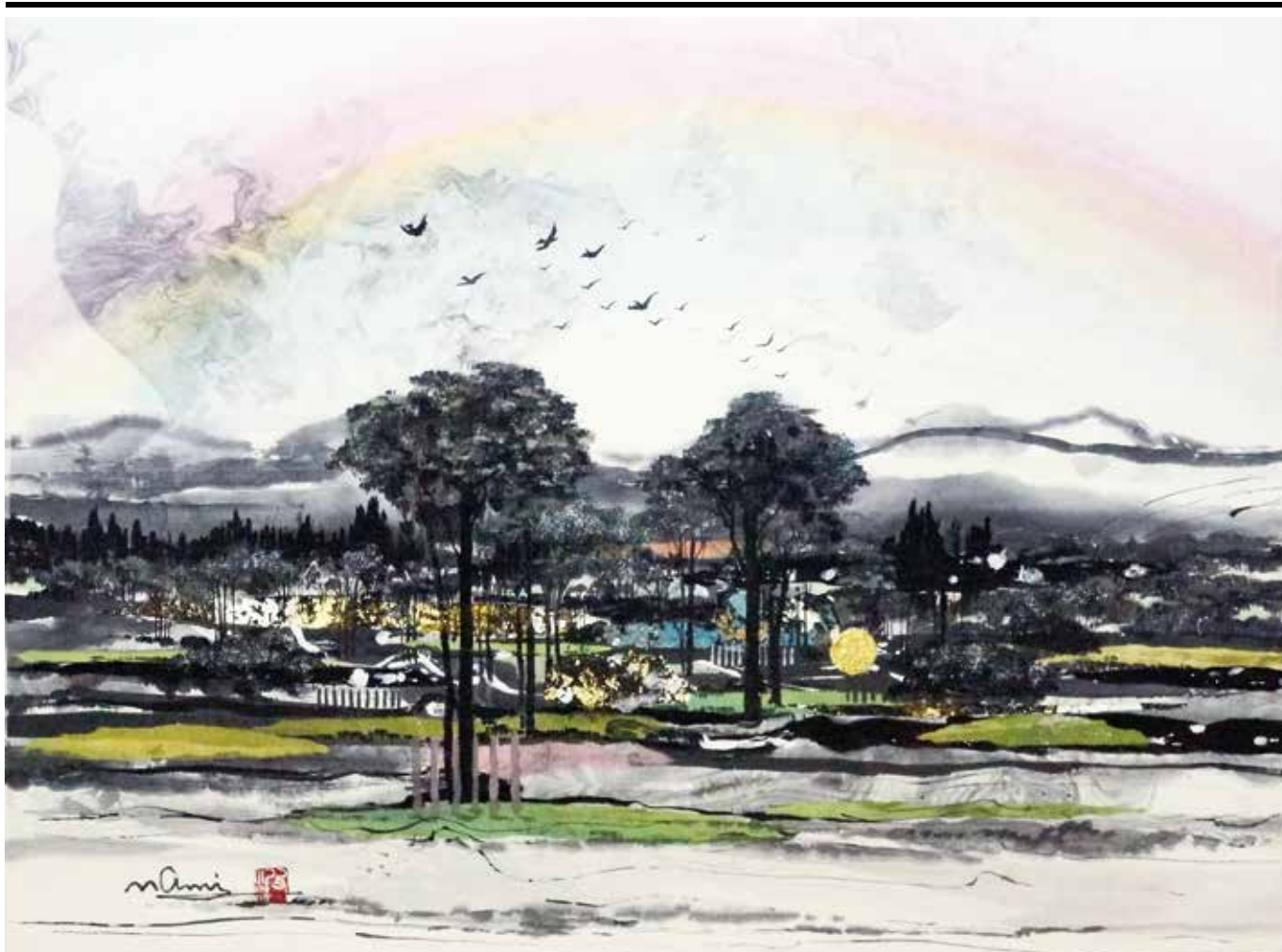




# 法人こおりやま

2018. 11

第485号



題名/晩秋輝く集落(6号) 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

## 新入会員を募集中!!

正しい税知識を身につけたい。  
もっと積極的な経営をめざしたい。  
社会のお役にたちたい。

そんな経営者の皆様を  
支援する全国組織、それが**法人会**です。  
随時、新入会員を募集しておりますので、  
ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、  
ご紹介お願いいたします。



**郡山法人会事務局 (TEL:024-933-7777)**

詳しくは事務局又は、ホームページで!

## 目次

### 税務署ニュース

税についてちょっと考えてみよう!  
「税を考える週間」 …… 2

### 税のミニ通信

贈与税の非課税枠の活用 …… 3

法人会の平成31年度

税制改正提言 …… 4

トピックス …… 8

## 税務署ニュース

税について **ちょっと** 考えてみよう!

# 「税を考える週間」

11月11日～11月17日

今年のテーマは  
「くらしを支える税」です



国税庁のホームページでは  
「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。

くわしくはこちら **税を考える週間** **検索**




**国税庁**  
www.nta.go.jp

法人番号 7000012050002  
※上記コードのURLは今後変更する場合があります。

国税庁では以下の取組を実施しています

【社会保障・税番号制度】 制度の定着に向けて、周知・広報を実施しています。

【e-Tax】  平成31年1月から個人納税者のe-Tax利用がより便利になります。

【消費税の軽減税率制度】 準備が必要な事業者の皆様に対し、周知・広報を実施しています。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)またはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

## 郡山税務署からのお知らせ

国税庁では、11月11日(日)から17日(土)までを「税を考える週間」として、様々な広報施策を実施します。

テーマは、昨年に引き続き「くらしを支える税」です。

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、税に関するいろいろな番組を配信しております。ぜひ、ご覧ください。

詳しくは、国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) へ

税のミニ通信

# 贈与税の非課税枠の活用

財産を贈与すると贈与税が発生致しますが、以下の非課税枠をうまく活用することにより、節税をすることができます。



東北税理士会郡山支部  
税理士 折笠 真一

## 1. 基礎控除・・・110万円

贈与税は1人に対して年間110万円までの基礎控除があるため、110万円までは贈与税は課税されません。

但し、毎年同じ金額を贈与している等の場合は、連年贈与とみなされて課税される場合があります。

## 2. 居住用不動産の配偶者控除・・・2000万円

婚姻期間が20年以上の配偶者で居住用不動産を贈与した場合は、2000万円までは贈与税は課税されません。

申告が要件となり、不動産取得税と登録免許税は課税されます。

## 3. 住宅取得等資金の贈与税の非課税・・・700万円又は1200万円

子供や孫に対して、住宅を購入等する資金として贈与した場合、700万円又は1200万円までは贈与税は課税されません。

適用要件がある為、贈与の前に専門家に相談して下さい。

## 4. 相続時精算課税制度・・・2500万円

親から子へ又は祖父母から孫への贈与で、2500万円までは贈与時に贈与税は課税されません。

適用要件やメリット・デメリットがあるので、専門家に相談して下さい。

## 5. 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税・・・1500万円

子供や孫に対して、教育資金として一括贈与する場合、1500万円までは贈与税は課税されません。

適用要件やメリット・デメリットがあるので、専門家に相談して下さい。

## 6. 結婚・子育ての一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度・・・1000万円

子供や孫に対して、結婚・子育て資金として一括贈与する場合に、1000万円までは贈与税は課税されません。

適用要件やメリット・デメリットがあるので、専門家に相談して下さい。

近年、相続税の基礎控除額が減額になった事により、相続税の課税対象者が増加しております。

上記の贈与税の非課税枠をうまく活用すれば、相続対策になりますが、活用の仕方によっては増税になる場合もあります。

総合的に判断できる専門家に相談する事をお勧め致します。

法人会

平成31年度 税制改正提言

# 少子高齢化の急速な進行は不可避。

# 社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！



法人会では、平成31年度税制改正に望む私たちが中小企業の声を提言としてまとめました。法人会が戦後設立されてから、毎年欠かさずことなく、訴え続けてきました。こうした政府・国会への税制オピニオン活動は、その多くが税制改正として実現をみてきています。国家的課題である財政健全化も後退する中、先進国の中で最速スピードで進む少子高齢化、そして人口減少という構造的な問題を抱え、膨らみ続ける社会保障費への抜本的な取り組みがなければ財政破たんを招きかねないと、救国の立場から税制改革に取り組みよう、強く求めました。

## 1 税・財政改革のあり方

国と地方の長期債務残高が国内総生産（GDP）のほぼ2倍の約1,100兆円に達した我が国財政の悪化ぶりは、先進国の中でも突出している。

この目を覆いたくなるような惨状の主因が、社会保障を中心とした「受益」と、税や社会保険料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低負担」とい

う税財政構造にあることは明白である。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という構造問題を抱えている。こうした環境下で現在のようないろんな税制改正が続く限り、財政は破たんに向かうことは必至であろう。

その危機を回避するには、厳しい財政規律の下、「受益」

を大胆に抑制し「負担」を必要水準に引き上げて、「中福祉・中負担」へ構造転換するしか方法はあるまい。そうした議論は今に始まったわけではない。

にもかかわらず、構造転換は目に見える進展を示してこなかった。その理由はなぜか。まず挙げねばならないのは、問題解決を先送りしてきた政治の責任だが、国民一人ひとりにも危機感が欠けていたのではなからうか。

持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」には構造転換を図る明確な意図があつたはずである。

しかし、これも後述するよう、いまや改革理念は色褪せ、政策の本身も明らかに変質してしまつた。その原因が指摘したような財政規律の毀損にあつたことは明らかであり、現在の危険水域から脱出するには、国を挙げて税制改革に取り組みなければならぬ。残された時間は少ない。

### 1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げは昨年、納得できる理由が示されないまま2019年10月へ大幅に再延期された。

これに伴い、2020年度のPB黒字化目標達成は不可能となり、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2018）では、その達成時期を2025年度へ大幅延期した。

2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

「骨太の方針2018」はまた、2021年度を中間年

度として、①PB赤字の対GDP比を1.5%程度、②債務残高対GDP比を180%台前半、③財政収支赤字を対GDP比3%以下——とする中間目標を設定した。

しかし、債務残高と財政収支の目標値については、本年1月と7月の内閣府試算で示されている高い名目成長率や超低金利を前提とすれば達成できる水準である。しかも、この両指標は金利が正常化すれば、逆に悪化していく点を決して見逃してはならない。

また、2018年度を中間年度とした以前の財政健全化計画では政策経費の増加額を抑制する数値を示したのに対し、今回は見送っている。

こうした財政規律の毀損はいたるところで見られる。とりわけ、消費税収の使途拡大は極めて問題である。「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費を対象としてきたが、新たに教育無償化が加わつた。これは一体改革の理念を根底から覆すことになり、財政健全化を阻害するだけでなく将来の税率引き上げの議論にも影響を与えよう。

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政

特案 平成31年度税制改正への法人会提言

健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。

税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備が必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入す

るのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

政府が公表した社会保障給付費の長期見直しによると、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、今年度を70兆円近く上回る190兆円に上る。

そして、目の前には「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要であ

る。その意味で、今年度は診療報酬と介護報酬の改定年が同時となって注目された。

しかし、「薬価」については引き下げられたうえ、2年に一度の改定を毎年実施することになったものの、肝心の医師の単価に当たる「本体」は引き上げられた。

診療報酬が公費と保険料などから構成されていることを改めて認識して改革を進める必要がある。

社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

また、医療費と介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」

等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。

給付の急増を抑制するため診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

延期されていた消費税率10%への引き上げが来年10月に迫った。社会保障の安定財源確保と財政健全化のためには確実に実施せねばならないが、それは国民に痛みを求めるところでもある。

「行革の徹底」が消費税引き上げの前提になったのは、それを国民に理解してもらったためであった。

こうした経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないことは明白であろう。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

それを象徴しているのが、「1票の格差」是正と合区対策を理由に、参議院の定数を6増やす見直しが行われたことである。

これまで、衆参両院では「1票の格差」是正を目的に定数見直しを行ってきたが、国民の期待する改革はもっと抜本的な議員定数の削減である。今回の定数増が改革に逆行するのは明らかであり、とても容認できるものではない。

## 特集 平成31年度税制改正への法人会提言

また近年、税金が含まれて  
いる政治資金について不適切  
とされる支出も目立っており、  
政治資金規正法の見直しなど  
を行い、使途の適正化を図る  
べきである。

国民の政治と行政に対する  
不信感は極度に高まっている。  
もはや、改革の先送りは許さ  
れない。以下の諸施策につい  
て、直ちに明確な期限と数値  
目標を定めて改革を断行する  
よう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定  
数の大胆な削減、歳費の抑  
制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、  
国・地方公務員の人員削減  
と、能力を重視した賃金体  
系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人  
の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を  
行い成長につなげる。

#### 4. 消費税引き上げに伴う 対応措置

消費税率10%への引き上げ  
と同時に軽減税率が導入され  
ることになっているが、これ  
は事業者の事務負担が大きい  
うえ、税制の簡素化、税務執  
行コストおよび税収確保など  
の観点から問題が多く、税率  
10%程度までは単一税率が望

ましいことを改めて表明した  
い。

したがって、インボイスに  
ついては、単一税率であれば  
現行の「請求書等保存方式」  
で十分対応できるものと考え  
るので、導入の必要はない。

また、低所得者対策は現行  
の「簡素な給付措置」の見直  
しで対応するのが適当である。  
税率引き上げに向けては、  
消費税制度の信頼性と有効性  
を確保する観点から、以下の  
対応措置が重要である。

- (1) 現在施行されている「消  
費税転嫁対策特別措置法」の  
効果等を検証し、中小企業が  
適正に価格転嫁できるよう、  
さらに実効性の高い対策をと  
るべきである。
- なお、消費税率引き上げに  
よる駆け込み需要と反動減に  
よる景気変動を抑制するため  
の方策として、「消費税還元  
セール」等の表示を可能とす  
ることが政府で検討されてい  
る。

これは消費税の適正な転嫁  
に関わるだけでなく、中小企  
業に対して本体価格の引き下  
げを要求されかねない等、影  
響も大きいことから慎重な検  
討を求める。

(2) 消費税の滞納防止は税率  
の引き上げに伴ってより重要

な課題となる。消費税の制度、  
執行面においてさらなる対策  
を講じる必要がある。

(3) 軽減税率制度を導入する  
のであれば、国は国民や事業  
者に対して制度の周知を行い、

## II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は好調な企業業  
績などを背景に、緩やかな拡  
大基調を続けている。

アベノミクス最大の成果と  
いわれる円安・株高傾向が比  
較的安定的に推移してきたか  
らだが、その支えとなってきた  
異次元の大規模金融緩和政  
策が修正局面を迎えている。

日銀が2%のインフレ目標  
達成の時期明示を取りやめる  
一方で、長期金利の誘導目標  
金利の上昇を容認したのであ  
る。

政策修正の背景には市場機  
能の歪みや銀行収益圧迫によ  
る金融機能への懸念が指摘さ  
れており、明らかに金融政策  
の限界を示したものと見えよ  
う。

アベノミクスの柱である成  
長戦略も、「一丁目一番地」  
であったはずの規制改革が勢  
いを失った。

「骨太の方針2018」で  
は生産性向上を目指し、教育

混乱が生じないよう努める必  
要がある。

また、システム改修や従業  
員教育など、事務負担が増大  
する中小企業に対して特段の  
配慮が求められる。

無償化などを中心とした「人  
づくり革命」や残業の罰則付  
き上限などの「働き方改革」  
を目玉として掲げているが、  
こうした政策が潜在成長力に  
どの程度貢献するかは定かだ  
はない。

海外経済に目を向けると、  
環太平洋経済連携協定（TP  
P）離脱や中国などの通商  
摩擦を惹起しているトランプ  
米政権の保護主義リスクが顕  
在化している。こうした点を  
考慮すると、我が国の経済戦  
略全体を再構築する必要がある  
ろう。

また、地域経済と雇用を担  
う中小企業の活性化も不可欠  
であり、地方創生戦略との連  
携や事業承継税制のさらなる  
環境整備が求められよう。

### 1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度  
税制改正で「20%台」が実現  
し、今年度は29.74%となっ

ている。

トランプ米政権の税制改革  
では大幅な引き下げが行われ  
たが、その米国と比べてもほ  
ぼ同じ水準といえる。

しかし、OECD加盟国の  
法人実効税率平均は25%、ア  
ジア10カ国の平均は22%とな  
っており、依然として我が国  
の水準は高い。

このため、国際競争力強化  
などの観点から、一般の法人  
実効税率引き下げの効果等を見  
極めつつ、さらなる引き下  
げも視野に入れる必要がある  
ろう。

### 2. 中小企業の活性化に 資する税制措置

中小企業は地域経済の担い  
手であるだけではなく、我が  
国経済の礎である。

グローバル経済や厳しい環  
境変化に対応し、その存在感  
を維持できるような税制の確  
立が求められる。

(1) 中小法人に適用される軽  
減税率の特例15%を時限措置  
(平成31年3月31日まで)で  
はなく、本則化する。

なお、直ちに本則化するこ  
とが困難な場合は、適用期限  
を延長する。

また、昭和56年以来、80  
0万円以下に据え置かれてい

特案 平成31年度税制改正への法人会提言

る軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものとや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。  
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承

継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適

Ⅲ 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとつても極めて重要である。

ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。

地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながるまい。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿

用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとつては時間的な余裕がないこと等が懸念される。

このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

④ 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。

また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、

集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。

また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。



## 青年部会視察研修会 in 栃木

10月11日、青年部会視察研修会を開催し、12名の部会員が参加した。霧雨の中、和気あいあいと一路栃木へ向け出発した。

まずは、「ツインリンクもてぎ」のホンダコレクションホールを見学した。ホンダ創業者、本田宗一郎氏のものづくりへの夢や情熱、ホンダの挑戦をパネルなどで紹介している。また、当時の製品や2輪・4輪の市販車、レース車もそれぞれ展示しており、歴史とともに進歩してきたホンダの技術力と挑戦の軌跡を見学した。

次に益子焼窯元共販センターで手びねりを体験。初めは賑やかに話しながら作製していたが、次第に真剣になり、試行錯誤しながらそれぞれの個性が光る一品を作り上げた。

最後に宇都宮へ移動。二荒山神社を参拝した後、名物の餃子を堪能し、帰路に着いた。



ホンダコレクションホールを見学する参加者



手びねり体験

## 「芋煮de恋活」開催

10月21日、「芋煮de恋活」を四季の里緑水苑で開催し、独身男女13名(男性8名、女性5名)が参加した。

はじめに、プロフィールカードを使いながら1対1の自己紹介を行い、男女ともに積極的に自己アピールをした。

終了後は、グループに分かれて芋煮会。終始和やかに食事を楽しみフリータイムへ。バドミントンやキャッチボールを楽しむグループ、苑内を散歩しながら紅葉を楽しむなどして、それぞれの時間を過ごした。

最後に気になる方を指名投票する「マッチングタイム」を行い、1組のカップルが誕生した。



芋煮会を楽しむ参加者



マッチングタイム

## 会員親睦ゴルフコンペ開催

10月24日、第9回となるゴルフコンペを郡山ゴルフ倶楽部において開催し、33名が参加した。当日は天候に恵まれ絶好のゴルフ日和で、プレーを通じ会員相互の親睦を深めた。成績は次の通り。(敬称略)

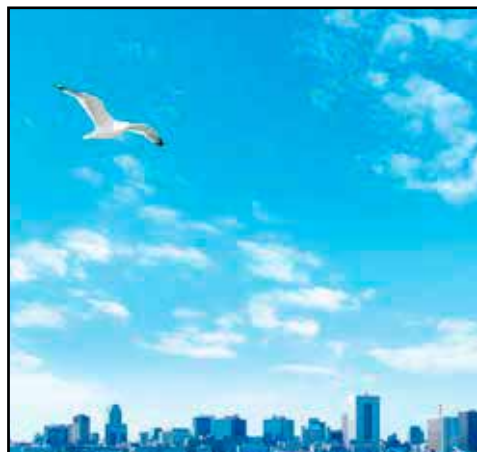
優勝 = 菊地孝明 (大成住宅㈱)

準優勝 = 佐藤宏記 (㈱丸武商店)

第3位 = 今泉佳秀 (㈱二ノテック)



ゴルフコンペ優勝の菊地孝明さん(右)と伊野会長



法人会の「経営者大型総合保障制度」は

昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。

これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22  
TEL 024-922-0860

**AIG** AIG損害保険株式会社

郡山支店/福島県郡山市虎丸町24-8  
(富士火災郡山ビル3F) TEL 024-933-6211